

## 01 借金関係解決事例

CASE  
01

### 個人再生申立により700万円以上の負債が圧縮

#### 個人再生申立

##### 事案の概要

60代 男性 会社員

相談者は、債権者3社に対して、**総額900万円の借金**を抱えていました。月々の返済が困難となり、担当弁護士に相談することになりました。

##### 解決結果

裁判所に対して、**(小規模)個人再生**の申立を行いました。結果的に、**負債が5分の1に圧縮**され、相談者は、経済的にはこれまで通りの生活を取り戻すことが出来るようになりました。

##### 担当弁護士からひとこと

担当弁護士としては、相談者の負債額も大きかったため、当初は**破産申立により、負債を免除(免責)**してもらうことを考えていました。

しかし、破産申立を行った場合には、法律等で定める一定の資格について、破産免責を得るまでの間、**一時的に資格を制限**されてしまうこととなります。

相談者は、破産申立により資格が制限されている資格を有しており、仕事を継続する上でどうしてもその資格が必要であったため、あえて個人再生の申立を行うこととしました。

なお、個人再生の申立に際しては、申立に際して裁判所から事前に相当額の**積み立て実績**を作ることが求められるのが通常です。

これは、個人再生計画が認可された場合に、再生計画案通りの履行を行うことが申立人に可能なのかどうかを見極めるために裁判所より要求されています。

そのため、通常は、再生計画後に月々支払うことになる月額の返済額を見越して、個人再生の申立前から毎月積み立てを実施してもらうよう担当弁護士は相談者をお願いすることになります。

## 02 借金関係解決事例

CASE  
02

### 破産申立により3000万円以上の負債が免除

#### 個人再生申立

##### 事案の概要

40代 男性 会社員

相談者は、債権者5社に対して、**総額3000万円超の借金**を抱えていました。

一部の債権者からは、相談者の勤め先から支払われる給料を差押さえる手続きを取られてしまいました。生活していくことも困難になった相談者は担当弁護士に相談することになりました。

##### 解決結果

裁判所に対して、**自己破産**の申立を行いました。

結果的に、**負債はすべて免責**され、すべての借金は免除されました。

##### 担当弁護士からひとこと

相談者がかつて事業をしていたときに、会社が借り入れた多額の運転資金について相談者は、連帯保証人になっており、その負債が現在までそのまま残っていたという事案でした。

事業をしていた方の破産のケースの場合や借金を負った理由に問題が多いケースでは、通常は破産申立に際して、**破産管財人**が選任されることがほとんどです。破産管財人が選任された破産事件は、**破産管財事件**と呼ばれます。

**破産管財事件**になると、通常の破産事件（**同時廃止事件**と呼ばれます。）に比べて、手続きがずっと複雑になり、破産手続きにおける破産者の負担が増すこととなります。さらには弁護士費用とは別に**20万円前後の予納金**を納める負担が生じることとなります。

破産事件を受任した弁護士としては、当該事件が管財事件になるかどうかをある程度見極めながら申立を行うこととなります。本件事案においては、事業をしていたのが随分昔であったという事情も加味され、通常の**同時廃止事件**での申立が可能となりました。

## 破産申立により400万円以上の負債が免除 相談から6ヶ月弱のスピード解決事例

### 破産申立

#### 事案の概要

50代 女性 無職

相談者は、夫の事業の不振から借入をするようになり、長年にわたって返済を続けておりました。しかし、職場のストレスや返済への不安から体に不調を来とし、仕事を辞めざるを得ませんでした。再就職の目処は立たず、借入は限度額に近づく中、精神的に追い込まれた相談者は、当事務所に相談に来ました。

#### 解決結果

相談者は、将来の生活への不安を抱え、耳鳴りや不眠などに悩まされておりました。そこで、そのような不安や苦痛から相談者を早期に解放するために、裁判所に対して、自己破産の申立てを相談から1ヶ月程度で行いました。

その結果、負債はすべて免責されて、相談から6ヶ月弱ですべての借金は免除され、相談者の不安や苦痛は払拭されました。

#### 担当弁護士からひとこと

自己破産について依頼を受けた場合、まず、債権者に受任通知を送信し、債務額を確定します。なお、通知が到達した以後は、債権者からの取立行為（電話連絡、書面の送付）はストップしますので、少し余裕がうまれます。

その後、裁判所への破産申立てに際して必要な資料等を依頼者と協力して収集し、申立書を作成の上、申立てを行います。

破産申立者に高額な財産がない場合で、免責の調査も不要な場合（提出書面で免責不許可事由が見当たらない場合）は、書面審査のみで破産手続開始決定、同時廃止決定が出され、およそ3ヶ月後の免責審尋期日が決定されます。

そして、免責審尋期日に出席すれば、その日の午後5時に免責決定が出され、すべての借金を返済する義務がなくなるのです。

相談者の不安や苦痛は甚大でしたので、早急に手続を進めました。年末年始が含まれていましたが、早期に免責決定を得ることができ、相談者からも感謝の言葉を頂戴しました。